

東北大学法科大学院年次報告書

【平成 20 年度適格認定】

平成 23 年度

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者

国立大学法人東北大学

(2) 教育上の基本組織

大学・研究科・専攻名称	東北大学大学院法学研究科総合法制専攻
開設年度	平成16年度
入学定員	80人
標準修業年限	3年
修了要件単位数	96単位

(3) 所在地

宮城県仙台市

(4) 教育の理念・目的、養成する法曹像

<p>教育の理念・目的</p>	<p>現行法体系全体の構造を正確に理解し、冷静な頭脳及び温かい心をもって社会を観察することにより、そこにある問題を発見し、広く多様な視点から考察し、及び緻密で的確な論理展開をすることができるとともに、他人とのコミュニケーションを図るための高い理解力、表現力及び説得力を備え、かつ、誇りを持ち、その責務を自覚した優れた法曹を育成することを目的とする。</p>
<p>養成する法曹像</p>	<p>一口に法曹といっても、裁判官、検察官、弁護士は、それぞれに異なった役割を担っている。たとえば、裁判官であれば民事・刑事・家事のいずれを担当するか、また、同じく民事と呼ばれるものの中でも、行政事件・知的財産権関係事件など特別な分野を担当するか、検察官であれば捜査・公判のいずれを主に担当するか等によって、仕事の内容は大いに異なってくる。さらに、弁護士も、裁判を中心とした仕事（一般民事事件・家事事件・商事事件・刑事事件等）から企業法務や渉外契約交渉の仕事に至るまで、実にさまざまな分野をカバーしなければならない。</p> <p>東北大学法科大学院は、このように広範囲にわたる法曹の仕事のうち、とくにどれかを重視してそれに強い法曹を養成するという方針をとるものではなく、むしろ具体的にどの職種についてどのような分野の仕事に従事するかにかかわりなく、以下のような能力と資質を備えている者を21世紀の「優れた法曹」と位置づけて教育を行っている。</p> <p>(1) 現行法体系全体の構造を正確に理解している。 (2) 冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができる。 (3) 具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察することができる。 (4) 緻密で的確な論理展開をすることができる。 (5) 他人とコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）をもっている。 (6) 知的なエリートとしての誇りを持ち、それに伴う責務を自覚している。</p> <p>このような資質と能力を備えた者であれば、信頼のおける優れた法曹として社会に貢献することができる。具体的な職種や仕事の分野そのものは、今後の社会の進展に伴ってさまざまな形でその需要・必要性を変化させていくことが予想されるが、このような21世紀の「優れた法曹」であれば、時代の新しい変化に対応しつつ、法曹としての活躍が期待できるものとする。</p>

2. 教員組織

(1) 教員数

区 分	専 任 教 員					兼任・ 兼任教員
	専	専・他	実・専	実・み	合 計	
教 授	13	0	3 (2)	3 (3)	19 (5)	41
准教授・ 講師・助教	6	0	0 (0)	0 (0)	6 (0)	

・() 内は、法曹としての実務の経験を有する者 (内数)

(平成23年5月1日現在)

(2) 科目別の専任教員数

法 律 基 本 科 目							基礎 法律 実務 科目	基礎 隣接 科目 ・ 基礎 法学	科 展 目 開 ・ 先 端
憲 法	行政法	民 法	商 法	民 事 訴訟法	刑 法	刑 事 訴訟法			
2	1	4	2	2	3	2	7	4	10

(平成23年5月1日現在)

3. 学生数の状況

(1) 収容定員及び在籍者数

区 分	人 数
収 容 定 員	260
在 籍 者 数	207 (41)
うち、法学未修者	98 (22)
うち、法学既修者	109 (19)

() 内は、女子学生の人数 (内数)

(平成23年5月1日現在)

(2) 入学定員及び入学者数

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
入 学 定 員	80	80	100
入 学 者 数	77 (17)	79 (13)	102 (17)
うち、法学未修者	26 (6)	23 (6)	46 (7)
うち、法学既修者	51 (11)	56 (7)	56 (10)
うち、他学部出身者 または社会人経験者	34 (7)	31 (4)	43 (7)
うち、他大学出身者	53 (11)	47 (6)	79 (11)
入学定員に占める 入学者数の率	0.96	0.98	1.02
入学者数に占める他学部出身者 または社会人経験者の率	0.44	0.39	0.42
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.68	0.59	0.77

() 内は、女子学生の数 (内数)

(平成 23 年 5 月 1 日現在)

4. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れる。

(2) 入学者選抜方法

選考は、「法科大学院全国統一適性試験等による選考」（以下「第1次選考」という。）、「論述試験等による選考」（以下「第2次選考」という。）2段階の方法により行う。第2次選考は、第1次選考の合格者に対して行う。第2次選考の結果により最終合格者を決定する。出願の際、2年間での修了を希望するか否かを示すものとする。

なお、法学既修者としての入学を希望していた者に対して、法学未修者としての入学を認めることはない。

(3) 既修者の認定方法

既修者コース出願者は法学専門科目として、「憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法」の7科目の全てを受験する必要がある。

これらの専門科目を受験し合格したものは、東北大学法科大学院における「第1年次科目群」に属する授業科目（憲法、行政法、民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の計30単位）の履修が免除され、第2年次から履修が開始される。

5. 教育課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目及び修了に必要な修得単位数

区 分	開 設 授 業 科 目 数 ・ 単 位 数				修了に必要な 修得単位数	
	必修科目	選択必修科目	選択科目	合 計		
法律基本科目	公法系科目	3 (12)	()	2 (4)	5 (16)	12 単位
	民事系科目	6 (32)	()	3 (6)	9 (38)	32 単位
	刑事系科目	3 (14)	()	2 (4)	5 (18)	14 単位
法律実務 基礎科目	4 (10)	4 (8)	6 (12)	14 (30)	14 単位	必修科目及び 選択必修科目から左 記単位を修得し、さら に選択必修科目及び選 択科目から 4 単位以上の 修得が必要。
基礎法学・ 隣接科目	()	11 (22)	()	11 (22)	4 単位	
展開・先端科目	()	29 (58)	()	29 (58)	16 単位	
合 計	16 (68)	44 (88)	13 (26)	73 (182)	96 単位	

(平成23年5月1日現在)

(2) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分	法律基本科目の 単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件 単位数	修了要件単位数に占める 法律基本科目以外の 単位数の率
単位数	58~62	38~34	96	0.354~0.395

(平成23年5月1日現在)

(3) 履修登録単位数の上限

学 年	1 年次	2 年次	3 年次 (最終年次)	備 考
単位数	32	36	44	

(平成23年5月1日現在)

6. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

平成 22 年度末修入学者より、試験の成績は 100 点を満点とし 60 点以上合格とする素点評価とすることとし、このことは東北大学法科大学院規程第 8 条において規定しており、学生全員に配布されている学生便覧に明記している。

具体的な基準として、90 点以上（きわめて優秀）、80 点以上 90 点未満（優秀）、70 点以上 80 点未満（良好）、65 点以上 70 点未満（能力や知識が一応の水準に達している）、60 点以上 65 点未満（最低限の水準に達してはいるが、一応の水準に達するためにはなお努力を要する）、60 点未満（最低限の水準に達していない）の 6 段階とし、人数比につき、90 点以上は若干名、80 点以上 90 点未満は 20 パーセントを上限、70 点以上 80 点未満、60 点以上 70 点未満は 40 パーセントを目処にし、プラスマイナス 20 パーセントの変動を認めることとし、各教員の採点の際の指針として示している。不合格である 60 点未満については絶対評価である。

（参考：平成 23 年 5 月 6 日実施の総合履修指導配付資料）

- ① 成績は、筆記試験（中間試験及び期末試験のほか、レポート方式による試験も含む。）及び平常点（課題の成績、授業における発言内容、授業への欠席状況を含む。）を総合評価して、これを行う。
- ② 筆記試験については、たとえば、以下のような能力等を総合的に評価する。
 - ・ 事案分析解決能力
 - ・ 基礎的・専門的法知識の確実な理解、体系的な法的思考能力
 - ・ 法的な議論を説得的に表現する能力
 - ・ 創造的・批判的思考能力
- ③ 成績は、以下の基準による。

素点	基準	人数比の目安
90 点以上	きわめて優秀	若干名
80 点以上 90 点未満	優秀	20%を上限とする
70 点以上 80 点未満	良好	40%を標準とする（±20%）
65 点以上 70 点未満	能力や知識が一応の水準に達している	40%を標準とする（±20%）
60 点以上 65 点未満	最低限の水準には達しているが、一応の水準に達するためにはなお努力を要する	
60 点未満	最低限の水準に達していない	

ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目については、この限りでない。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価及び修了認定の厳格性を確保するための措置

成績評価の基準にしたがった成績評価を確保するための措置として、試験後に定期試験問題に関する一般講評を実施している。また、オフィス・アワーを設けて実施しており、希望によりオフィス・アワーを利用して個別講評も実施している。さらに、成績評価が不合格であった者に対しては、成績評価不服申立制度を設けており、特に進級要件となる第 1 年次科目や基幹科目において不合格とされた者に対しては、希望により担当教員によるオフィス・アワーとは別の個別講評の機会を与えることとしている。なお、進級要件となる第 1 年次科目や基幹科目については、答案の個人情報にマスキングを施し匿名性を確保した上で採点を行っている。

また、法科大学院カリキュラム等委員会及び法科大学院運営委員会において、全授業科目の成績分布を配布しその点検を行うとともに、その情報を共有している。この成績分布は法科大学院学生へも公表されている。

修了認定の厳格性を確保するための措置として、平成 22 年度末修入学者からは、2 年次に進級するための条件として、従来から定められていた第 1 年次科目の授業科目 30 単位の修得と合わせて第 1 年次科目の成績の単位加重平均値が 65 点以上であることが求められる。

また、第 3 年次に進級するためには、基幹科目の授業科目 28 単位の修得が求められ、平成 22 年度末修入学者及び平成 23 年度既修入学者からは、基幹科目の授業科目 28 単位の修得と合わせて基幹科目の成績の単位加重平均値が 65 点以上であることが求められる。

7. 学費及び奨学金等の学生支援制度

(1) 学費

区 分	金 額	備 考
入学料	282,000 円	<p>免除： ①入学前1年以内において、入学を許可された者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学を許可された者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料を納付することが著しく困難であると認められる場合。 ②経済的理由により入学料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合。</p> <p>につき、入学料を免除。</p> <p>徴収猶予： ①経済的理由により所定の期日までに入学料を徴収することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合。 ②入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学を許可された者若しくは学資負担者が災害を受けた場合。</p> <p>につき、入学料の徴収を約半年間猶予。</p> <p>平成 22 年度実績： 免除申請者数 24 名（全額免除 6 名、免除不許可 18 名）、徴収猶予申請者数 2 名（許可者数 2 名）</p>
授業料 (年間)	804,000 円	<p>免除： ①経済的理由により、授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合。 ②各学期の授業料の納期前6月以内（入学した日の属する学期分の授業料の免除に係る場合は入学した日前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料を納付することが著しく困難であると認められる場合。</p> <p>につき、授業料の全額又は半額を免除。</p> <p>徴収猶予： ①経済的理由により、授業料をその納付期限までに納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合。 ②学生又は学資負担者が災害を受け、授業料をその納付期限までに納付することが困難であると認められる場合。</p> <p>につき、授業料の徴収を約半年間猶予</p> <p>平成 22 年度実績：（授業料免除の実績は前期後期の延べ人数） 免除申請者数 105 名（全額免除 16 名、半額免除者数 30 名、不許可者数 59 名）、徴収猶予申請者数 16 名（許可者数 16 名）、月割分納申請者数 3 名（許可者数 3 名）</p>

(2) 奨学金等

名 称	金額／年・月	利子の有無	募集人数	受 給 者 数
日本学生支援機構奨学金 (第一種、第二種)	第一種： 50,000 円／月 88,000 円／月 (貸与) 第二種： 50,000 円／月 80,000 円／月 100,000 円／月 130,000 円／月 150,000 円／月 (貸与) ※150,000 円／月 を選択した者につ いては、希望によ り 40,000 円／月 または 70,000 円／ 月の増額が可能。	第一種： 無利子 第二種： 年利 3% まで	131 名	第一種：70 名 第二種：75 名 ※第一種と第二種 の併用者：16 名
東北大学法科大学院 J R 東日本奨学生	200,000 円／年 (給付)	—	—	10 名
千賀法曹育英会	1,200,000 円／年 (給付／貸与)	無利子	—	2 名
小原白梅育英基金	600,000 円／年 (給付)	—	—	1 名

8. 修了者の進路及び活動状況

修了年度	修了者数	司法試験 出願者数	備 考
平成 22 年度	98 名	95 名	